

肥料・土壌改良資材・培土の製造業者  
(堆肥センター等を含む)の皆様へ

〈放射性セシウム暫定許容値を超えない肥料等の生産のために〉

○肥料・土壌改良資材・培土は暫定許容値を下回ることを確認して出荷しましょう。

○暫定許容値を超えないよう、原料確認を確実に行いましょう。

- 1 今回の原発事故により放射性セシウムに汚染された可能性のある、家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さなどを原料とする堆肥を含む肥料・土壌改良資材・培土が製造される可能性があるため、これらを対象に放射性セシウムの暫定許容値を設定しました。

〈肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値〉  
400ベクレル/kg(製品重量)

- 2 このため、肥料・土壌改良資材・培土の製造業者の皆様は、
- ① 当面、17都県(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県)産の原料は原則使用しないようにしましょう。
  - ② やむを得ず17都県産の原料を使用する場合は、購入元にその原料が、暫定許容値以下であることを確認して使用しましょう。

このことに関するお問い合わせは

農林水産部農業経営課 管理・肥料農薬取締グループ

TEL 052-954-6409(ダイヤルイン)